

ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切に、明るい南阿蘇村をつくりましょう。

人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回も、「子どもの虐待」についてお伝えします。

子どもの虐待について 虐待を受けた子どもたち

虐待で家庭から保護された子どもたちは、その後どこで暮らしているのでしょうか。

(先月号の続き)

自立援助ホーム

自立援助ホームは、児童福祉法に定められた児童自立生活援助事業で、帰るべき家を持たない子どもたちが、働きながら生活する「家」です。中学校卒業後から高校中退の15歳から20歳くらいまでの男女が、夫婦や職員とともに1、2年暮らし、貯金し、自立しています。運営者は、社会福祉法人、NPO法人、任意団体です。

厚生労働省のまとめでは、2011年10月現在で82カ所、定員504人に対し、310人が生活していました。厚生労働省は、160カ所の設置を目指しています。入居前に児童養護施設で暮らしていた子どもが約30%で、児童自立支援施設、里親、少年院、家庭と続きます。就労

先は、工場やスーパー、飲食店、建設関係などです。

現在の自立援助ホームの定員を見ると、6名から20名程度で暮らしている「家」は、一軒屋であったり、アパート形式であったり、さまざまです。

自立援助ホームは、重い虐待を受けて大人になろうとしている子どもたちの自立を支える、重要な生活の場です。子どもたちは、暴力やネグレストや、さまざまな虐待を受けていますが、中には「おはよう」「いただきます」などの基本的なあいさつを知らず、家族と一緒に食事をしたくない子どももいます。非行や問題行為で、円満に成長できない苦しみをSOSとして出す子どももいます。

自立援助ホームの必要性は高まるばかりですが、国と地方自治体からの補助金を受け取れないホームがあり、受け取れても十分な運営ができる金額ではないため、子どもたちの生活を安定して支えるために、この制度の見直しが必要となっています。

里親

里親制度は、子どもが家庭的

な環境の中、地域で暮らすことができる大切な制度です。

しかし、乳児院や児童養護施設、里親の元で暮らしている子どもを見ると、里親委託は少ない状況にあります。実親が里親委託に同意しないことや、里親と例えば養子縁組するというイメージが強く、「養育里親」（保護者の元に帰ることも視野に入れた家庭的なケア）が増えないことも理由です。

現在は、里親手当の充実、研修相談体制の充実、レスパイトケア（二時的に休養を取ることに）の充実、専門機関からの支援、「週末里親」の体験的な活用等で里親を支え、養育里親登録者数を8000世帯に、増やそうとしています。

また、虐待を受けた子どもを育てる「専門里親」の拡充もはかられており、専門機関の支援を受けられるようにする体制も作られつつあり、専門里親登録者数を800世帯に増やす計画です。

村民みんなで「ハートがたくさんの村」をつくりましょう。

役場 人権対策課